

旧長若中学校利活用基本計画

令和3年10月

小鹿野町役場

目次

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 基本方針	3
(1)コスト面での考え方	
(2)事業者の選考	
(3)活用方針	
4. 施設概要	4
5. 活用にむけての配慮	5
6. 事業の進め方	6

1. 背景と目的

小鹿野町(以下「当町」という。)では人口減少、少子高齢化の進行により公共施設の適正な維持管理を推進することを目的として、平成28年に小鹿野町公共施設等総合管理計画(以下「管理計画」という。)が策定されました。本管理計画では公共施設のコスト便益を最適な状態で保有・運営・維持するための全体的な取組を推進する行動の目標として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することが明記されています。

そのような状況において、当町においても急速な少子化の波により、平成28年には4校あった中学校を1校に統合し、閉校となった校舎の利活用の検討が緊急の課題となっています。閉校から5年経ちますが、各学校ともに明確な方向性が出ないままの状態、現在に至っております。

そのため、廃校活用のモデルプランとして、鉄道駅に近いなど立地的な観点から、旧長若中学校利活用の検討を行うこととしました。

廃校となった校舎については、当町の貴重な財産であることから、有効に活用されることが望まれており、町の産業振興や地域コミュニティの活性化、さらには新たなビジネスチャンスとしての可能性もあると考えられます。

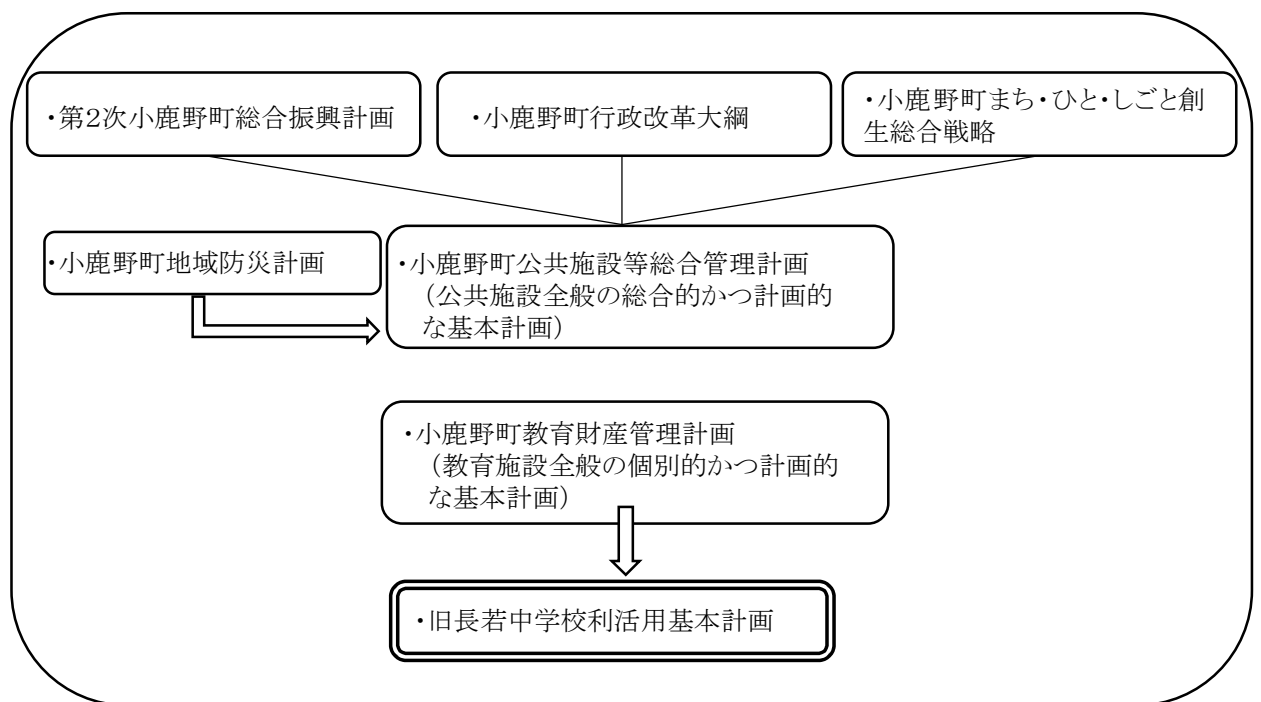
本計画では、旧長若中学校施設を有効的かつ公益性のある活用とともに、地域の活性化に資することを目的とし事業を進めることとします。

2. 計画の位置づけ

この基本計画については、小鹿野町空き公共施設利用者選定委員会において旧長若中学校の利活用に関する事項の協議・検討を進めるための基本的な計画として定めるものです。

本計画では、公共施設全般の基本方針として平成28年12月に策定した管理計画及びその個別計画として平成29年に策定された「小鹿野町教育財産管理計画」により進めることとします。

図 旧長若中学校利活用基本計画方針の位置づけ



3. 基本方針

(1) コスト面での考え方

旧長若中学校利活用については、これまで計3回の町民ワークショップを開催し、今後の活用案を広く町民の方々よりいただきました。長期にわたる利活用にあたっては、施設改修や長寿命化への対応が必要となり、施設整備費用がかかるため、初期のインシヤルコストと維持管理のランニングコストを検討し、それに見合う施設使用料を設定する必要があります。事業の展開における収支バランスを考慮する必要があります。

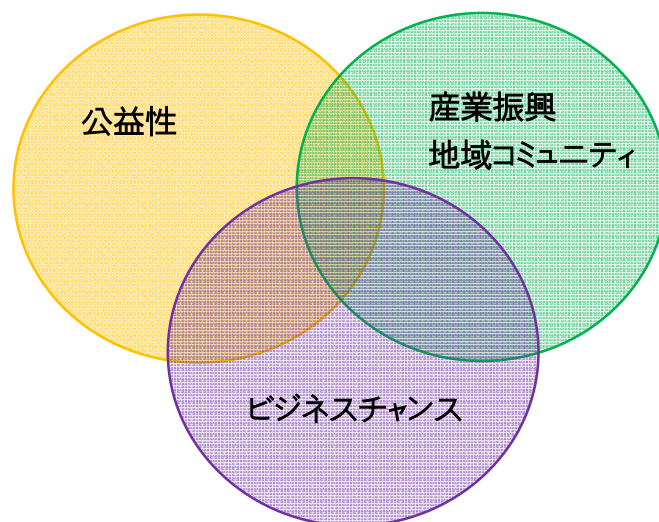
(2) 事業者の選考

本事業を進めるための事業主体として民間事業者が主体となって進めることとします。事業者は広く公募により募集し、小鹿野町空き公共施設利用者選定委員会にて審査することとします。

(3) 活用方針

- ① 公益性の高い施策の実現
- ② 町の産業振興及び地域コミュニティの活性化
- ③ 新たなビジネスチャンスの創造

図 基本方針の考え方



4. 施設概要

本施設は、昭和63年3月建築の鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積 1,634.56 m²の建物です。平成17年には大規模改修工事を実施しています。耐震化については、耐震基準を満たしているため行っていません。また、小鹿野町地域防災計画では指定避難所として指定されています。

(1) 学校敷地

敷地面積 12,951 m²
土地所有者 町

(2) 校舎

延床面積 1,634.56 m²
構造 RC 造(鉄筋コンクリート造) 2階建て
建築年月 S63年3月15日
耐用年数 60年
経過年数 33年
部屋数
普通教室 3
特別教室 6
職員室他 6

(3) その他施設(社会体育施設として使用中)

① 体育館

構造 RC 造 1階建て
延床面積 740.0 m²
建築年月 昭和55年3月10日

② 校庭

グラウンド面積 9,876.00 m²
土地 町

5. 活用にむけての配慮

(1) 社会教育活動・地域コミュニティへの配慮

本施設の体育館並びにグラウンドについては、現在、社会体育施設として、広く地域活動やスポーツ振興の場として町内外の方々に使用されていることから、校舎の利活用についても、それらの施設と調整を図りながら、有効活用を進めていきます。

(2) 地域防災への配慮

小鹿野町地域防災計画では、本施設は指定避難所となっていることから、避難所としての機能を維持しつつ、地域住民の安心安全を確保するよう十分配慮しながら計画を進めていきます。

(3) 財産処分への配慮

閉校後、教育財産から行政財産への届出が完了していますが、校舎建設時に国からの補助金を活用しているため、利活用する場合には基金の積立て等の措置を講じる必要があります。教育委員会と調整しながら事業を進める必要があります。

(4) 地域住民への配慮

本校舎は、長きに渡り地域住民の集いの場として利用されているため、地元の方々にとっても愛着のある場所です。有効的かつ公益性の高い事業を展開するためにも地元住民の方々と連携しながら進んでいくことが重要であります。

6. 事業の進め方

旧長若中学校利活用については、迅速な事業の立ち上げと取り組みが求められているなかで、関係機関と連携して集中的なプロジェクトの推進が不可欠となります。

また、よりよい事業者を選定するためにも、町内だけではなく県内や都内に向けた積極的な情報発信も重要な施策となります。

地域住民と一体となり積極的かつスピード感をもって事業を進めていくことが求められます。